

『被害防止ネット』ニュース

〇〇 消費者の被害を防ぐ ネットの輪 〇〇

平成22年7月30日 No.11号

[事務局] 小樽消費者協会

TEL 31-3682

FAX 22-1345

E-mail: syohi-c@city.otaru.hokkaido.jp

消費者被害防止ネットワーク 総会、高齢者・若年者分科会を開催

平成22年6月29日、小樽市役所において「小樽市消費者被害防止ネットワーク」の総会と高齢者・若年者分科会が行われました。

《総会では・・・》

◎消費者相談の概要について

小樽市生活安全課より「平成21年度相談件数は、1,232件で、相談内容別では融資関係が最も多く、多重債務に関わる相談件数は148件で増加傾向にある」と説明がありました。

◎最近の被害状況について

小樽警察署より、「振り込め詐欺の昨年度の被害件数は全道で163件、小樽で7件となっており、減少傾向にあるが、手口は巧妙化している」との報告に続き、実際にあった相談の中から「携帯電話に身に覚えのないメールが入っており、後で架空請求詐欺だと分かった」「[民事訴訟裁判通知][生活保全確認通信書]と書かれたハガキや封書が送られてきた」などの事例が紹介され、最後に「訪問販売や郵便物、さらには携帯電話やインターネットなどで、被害に遭わないためには、不審なことがあれば、各種相談機関に相談するか、警察へ連絡してください」とのお話がありました。

《高齢者分科会では・・・》

消費者センターより、最近多い住宅リフォーム被害として「初めは小さな工事から入り、その後、壁・屋根といった大きな工事にまで及び、高額を支払いとなった」ケースのほか、「未公開株を150万円買ったが、その後業者と連絡がつかなくなった」などの事例報告がありました。

《若年者分科会では・・・》

消費者センターより、「中学生がインターネットのワンクリックで、サイト登録料4万9千円と表示されたので、断ろうと連絡したら個人情報を知られた上、退会料14万8千円を請求された」「[ミクシィ]や[グリーン]といった大手のサイトを通して別の出会い系サイトに誘われ、ネット決済で高額な料金を払わされた」などの相談事例について報告がありました。



振り込め詐欺に要注意

◆振り込め詐欺の種類 「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」「還付金等詐欺」

◆最近の手口 ATMで振り込ませる手口に加え、振り込みを要求しない手口も増えています。
[直接現金やカードを取りに来る][レターパック等で現金を送付させる]など

→→警察官や銀行協会職員を名乗り、「あなたの口座が振り込め詐欺に使われていた。暗証番号を変更するので番号を教えてください、キャッシュカードを取りに行く」と言い、自宅まで来てキャッシュカードを騙し取り、カードで現金を引き出す。・・・といったケースもあります。十分ご注意ください。

☆☆ 各団体から ☆☆

各分科会の情報交換の場では、今回出席した小樽警察署、民生委員協議会、地域包括支援センター、札幌弁護士会、札幌司法書士会、小学校・中学校生活指導委員会、高等学校校外生活指導連盟、小樽商科大学等から消費者を取り巻く現状や被害実態等について次のような報告・意見がありました。

- ◎ 高齢者が布団の訪問販売業者に3年後に買い替える契約書を作らされた。
- ◎ 北電の名をかたり、電気器具の交換をしに来たり、電気料金の払い過ぎた分を返金すると言いつい口座番号を聞き出す手口も増えている。
- ◎ 独り暮らしの高齢者宅に宝くじに関するハガキや封書が海外から送られてきた。
- ◎ 自動車については、購入後にクーリング・オフができないので気をつけた方がよい。
- ◎ 高齢者の周りで見守る人がいないと被害に遭っても発見が遅れるケースが多い。

- ◎ 最近の出会い系サイトの手口は、さくらを使って頻繁なメールのやりとりなどを通して、多くのポイントを使わせ、数10万円を騙し取るというものである。
- ◎ 子どもがゲームサイトで、仲間を助けるというストーリーにはまってしまい、強いアイテムをどんどん買ってしまった。
- ◎ 子どもが親の携帯電話を使い、暗証番号を知っていたことから有料サイトに入り高額請求を受けたケースがあるが、親は安易に子どもに携帯電話を貸し与えることなく管理をしっかりとすべきである。
- ◎ 電器販売店でカード購入させた家電を安く引き取って融資をする換金商法が増えているが、手を出すと債務だけが残ってしまうという結果になりかねない。など、多くの報告や意見が出されました。

～消費者センターの相談事例から～

◆ 賃貸住宅退去時には相応な経費負担か確認を ◆

賃貸マンションに16年住み退去したが、カビがひどく、大家からは、敷金差し引き後の修理・清掃料として、総額70万円のところ値引きをして25万円請求すると言われたが、妥当なものだろうか。〔50代女性〕

このケースの場合、コンクリート住宅の住まいに関する説明書を入居時に大家から渡されていましたが、結露やカビへの対応をあまりとらず長年使用していたので入居者側にも責任が生じます。対策をとっても結露やカビが発生するようなら、早い段階で大家に申し出れば改善してもらうことができます。

話し合いの結果、値引き前の総額70万円のうち、相談者の責任は8年以上の入居なので1割、7万円の負担となりました。

◆ 点検商法にご注意を ◆

量販店の名を使い、台所の水漏れ点検に来ましたと男が訪問してきた。後で量販店に確認してみたところ、そのような訪問販売はしていないとのことであった。〔70代女性〕

これは点検商法と呼ばれ、役所や消防署、有名企業などの名をかたり、点検後に不要な工事や火災報知機など機器類購入の契約を迫るものです。十分にご注意ください。

多重債務特別相談窓口を開設

消費者金融やクレジットなどの多重債務でお困りの方を対象に、相談窓口を開設しています。一人で悩まずに、相談してください。

■相談日

毎週木曜日午前10時～午後4時
(祝日・年末年始の休日を除く)

■相談場所

小樽市消費者センター
(花園2-12-1市役所別館5階)

■相談対応

債務整理方法の助言/弁護士・司法書士などの法律専門家へのあっせん

■相談受付

小樽市消費者センター ☎23-7851

❖ 啓発用貸出しビデオのご利用を ❖

消費者問題に関する啓発用ビデオを無料で貸し出しています。啓発行事などの際ご利用ください。

➡申し込み・詳細＝消費者協会 Tel:31-3682

❖ 「出前講座」の活用を ❖

各種団体からの依頼に応じ消費生活相談員を派遣し、消費者被害等に関する講演を行います(無料)。

➡申し込み・詳細＝消費者協会 Tel:31-3682

消費生活に関するご相談は
小樽市消費者センターへ

Tel: 23-7851
Fax: 22-1345
市役所別館5階

【情報交換について】

メールやファックスで被害報告などの情報交換を行っています。連絡はネットワーク事務局まで。

➡ E-mail: syohi-c@city.otaru.hokkaido.jp
Fax :22-1345